

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (略) (1)地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から、年金受給権者及び加給年金額対象配偶者の住民票コード又は基本4情報を基に個人番号を取得し、「個人番号管理システム」へ登録する事務 (2)公的年金等源泉徴収票及び公的年金等支払報告書を国税庁や市区町村(地方税電子化協議会)に提出するため、年金受給権者から申し出を受けた扶養控除対象者の個人番号を「個人番号管理システム」へ登録する事務 (3)「個人番号管理システム」において、年金受給権者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号等」という。)と個人番号との紐付け管理を行う事務 (略) (4)(略)	(略) 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (略) (1)地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から、組合員、年金受給権者及び加給年金額対象配偶者の住民票コード又は基本4情報を基に個人番号を取得し、「個人番号管理システム」へ登録する事務 (2)公的年金等源泉徴収票及び公的年金等支払報告書を国税庁や市区町村(地方税共同機構)に提出するため、年金受給権者から申し出を受けた扶養控除対象者の個人番号を「個人番号管理システム」へ登録する事務 (3)「個人番号管理システム」において、組合員、年金受給権者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号等」という。)と個人番号との紐付け管理を行う事務 (4)(略)	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・組織名称変更  ・誤記修正
令和8年3月31日		(5)「年金給付システム」で作成した「支払報告書ファイル」に対し、「個人番号管理システム」で管理する該当者の個人番号データを追加し、地方税電子化協議会経由で市区町村に提出する事務 (6)(略) (7)年金からの住民税の特別徴収に係る情報について、地方公務員共済組合連合会及び地方税電子化協議会を経由して市区町村と情報交換する事務 (略) ※前提 地方公務員共済組合の保有する「特定個人情報ファイル」は、番号法第27条第1項において、その他の特定個人情報保護委員会規則で定めるもの(「特定個人情報保護評価に関する規則」第4条第5号)に該当するものとして、同法第27条に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない。 (略)	(5)「年金給付システム」で作成した「支払報告書ファイル」に対し、「個人番号管理システム」で管理する該当者の個人番号データを追加し、地方税共同機構経由で市区町村に提出する事務 (6)(略) (7)年金からの住民税の特別徴収に係る情報について、地方公務員共済組合連合会及び地方税共同機構を経由して市区町村と情報交換する事務 (略) ※前提 地方公務員共済組合の保有する「特定個人情報ファイル」は、番号法第28条第1項において、その他の特定個人情報保護委員会規則で定めるもの(「特定個人情報保護評価に関する規則」第4条第5号)に該当するものとして、同法第28条に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない。 (略)	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・組織名称変更  ・誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	個人番号管理システムは、番号制度の導入に伴い公的年金業務で利用する個人番号を管理するためのシステムで、業務で年金受給権者、年金受給権者と同一住所の者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号」という。)と個人番号との紐付け管理を行う。 J-LISから住民基本台帳ネットワーク利用システム(以下「住基ネット利用システム」という。)を通じて取得した個人番号を一括登録する機能、個人番号及び利用番号等を登録・変更・削除・照会する機能、源泉徴収票及び支払報告書の提出に係る事務並びに年金からの特別徴収に係る事務において個人番号をDVD又は外付HDD(以下「電子媒体等」という。)に書込む機能を有する。	個人番号管理システムは、番号制度の導入に伴い公的年金業務で利用する個人番号を管理するためのシステムで、業務で組合員、年金受給権者、年金受給権者と同一住所の者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号」という。)と個人番号との紐付け管理を行う。 J-LISから住民基本台帳ネットワーク利用システム(以下「住基ネット利用システム」という。)を通じて取得した個人番号を一括登録する機能、個人番号及び利用番号等を登録・変更・削除・照会する機能、源泉徴収票及び支払報告書の提出に係る事務及び年金からの特別徴収に係る事務並びに情報照会・提供に係る事務において個人番号を付与する機能を有する。	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	包括照会支援システム	媒体交換システム、包括照会支援システム	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	媒体交換システムは、住基全国センター及び地方税電子化協議会との情報交換を個人番号が付与された情報(データ)で行うため、これらの情報交換相手先システム、年金給付システム、住基ネット利用システム及び個人番号管理システムとの間において、個人番号が付与された情報の情報交換に係る媒介手段として構築したシステムである。 (略)	媒体交換システムは、住基全国センター及び地方税共同機構との情報交換を個人番号が付与された情報(データ)で行うため、これらの情報交換相手先システム、年金給付システム、住基ネット利用システム及び個人番号管理システムとの間において、個人番号が付与された情報の情報交換に係る媒介手段として構築したシステムである。 (略)	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	住基ネット利用システム、包括照会支援システム	住基ネット利用システム、包括照会支援システム、個人番号管理システム	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項及び第3項(利用範囲) ・別表第一 項番24,39,86 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第21条の2,第30条の2,第61条 2. 住民基本台帳法(平成27年6月3日法律第32号時点) ・第30条の9 ・別表第一 19,74,77の9 3. 所得税法 ・第203条の2、第203条の3、第203条の4、第203条の5、第226条 ・所得税施行規則 第77条の2、第77条の3、第77条の4、第94条の2 4. 地方税法 ・第45条の3の3、第317条の3の3、第317条の6、第321条の7の2、第321条の7の3、第321条の7の4、第321条の7の5、附則第35条の5 ・地方税法施行令 第48条の9の16、第48条の9の17 ・地方税法施行規則 第2条の3の5、第2条の3の6、第9条の6、第9条の8 5. 厚生年金保険法 ・第100条の3の2 ・厚生年金保険法施行令第4条の2の14 ・厚生年金保険法施行規則第87条の3 ・地方公務員等共済組合法施行規程第126条	1. 番号法 ・第9条第1項及び第4項(利用範囲) ・別表 項番37,59,119 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第21条の2,第30条の3,第61条 2. 住民基本台帳法(平成27年6月3日法律第32号時点) ・第30条の9 ・別表第一 19,74,77の9,77の13 3. 所得税法 ・第203条の2、第203条の3、第203条の4、第203条の5、第203条の6、第226条 ・所得税施行規則 第77条の2、第77条の3、第77条の4、第94条の2 4. 地方税法 ・第45条の3の3、第317条の3の3、第317条の6、第321条の7の2、第321条の7の3、第321条の7の4、第321条の7の5、附則第35条の5 ・地方税法施行令 第48条の9の16、第48条の9の17 ・地方税法施行規則 第2条の3の5、第2条の3の6、第9条の25、第9条の26 5. 厚生年金保険法 ・第100条の3の2 ・厚生年金保険法施行令第4条の2の14 ・厚生年金保険法施行規則第87条の2 ・地方公務員等共済組合法施行規程第126条	事後	【重要な変更】 条項の最新化
令和8年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第7項 ・別表第二 35、59、60(情報照会) ・別表第二 1、2、3、4、6、9、12、15、25、26、34、39、57、58、62、66、68、72、81、85、92、94、106、110、114、120(情報提供)	番号法 ・第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令 ・第2条 58、84、85(情報照会) ・第2条 1、2、3、4、5、7、8、13、16、19、41、42、57、65、81、83、87、91、93、99、107、116、119、125、130、132、140、141、146、147、152、158、161(情報提供)	事後	【重要な変更】 条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 個人番号収集・蓄積事務 図表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「受給権者情報ファイル」を「年金受給権者等情報ファイル」に修正</li> <li>・1-③A'、1-③B'及び1-⑦の矢印を「専用回線」に置換</li> <li>・「地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に修正</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正</li> <li>・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正</li> <li>・組織名称変更</li> </ul>
令和8年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 個人番号収集・蓄積事務 (備考)	<p>(1)J-LISから基本4情報照会により個人番号を取得し、生存異動を照会する流れ (略)</p> <p>1-④住基ネット利用システム運営委託先は、J-LISに対して、電子媒体等の情報を基に、住基ネット利用システム(専用回線)を通じて、本人確認情報(個人番号、基本4情報等)の提供を依頼する。生存異動照会の場合は、個人番号を含む情報を基に依頼する。 (略)</p> <p>1-⑦媒体交換システム運営委託先は、J-LISから取得した個人番号を個人番号管理システム運営委託先に電子媒体等で送付する。(市町村連合会は、個人番号管理システム運営委託先に対して、個人番号等を個人番号管理ファイルに格納するように指示する。) (略)</p> <p>(3)年金受給権者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号等」という。)と個人番号を紐付けする流れ (略)</p>	<p>(1)J-LISから基本4情報照会により個人番号を取得し、生存異動等を照会する流れ (略)</p> <p>1-④住基ネット利用システム運営委託先は、J-LISに対して、住基ネット利用システム(専用回線)を通じて、本人確認情報(個人番号、基本4情報等)の提供を依頼する。生存異動照会の場合は、個人番号を含む情報を基に依頼する。 (略)</p> <p>1-⑦媒体交換システム運営委託先は、J-LISから取得した個人番号を個人番号管理システム運営委託先に専用回線を通じて送付する。(市町村連合会は、個人番号管理システム運営委託先に対して、個人番号等を個人番号管理ファイルに格納するように指示する。) (略)</p> <p>(3)組合員、年金受給権者、加給年金額対象配偶者及び扶養控除対象者を特定する番号(以下「利用番号等」という。)と個人番号を紐付けする流れ (略)</p>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正</li> <li>・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正</li> </ul>
令和8年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 源泉徴収票・支払報告書 提出事務 (備考)	<p>(略)</p> <p>(2)公的年金等支払報告書を地方税電子化協議会経由で市区町村に提出する事務 (略)</p> <p>5-④市町村連合会は、当該個人番号データが追加された電子媒体等(支払報告書ファイル)を地方税電子化協議会を経由して市区町村に提出する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2)公的年金等支払報告書を地方税共同機構経由で市区町村に提出する事務 (略)</p> <p>5-④市町村連合会は、当該個人番号データが追加された電子媒体等(支払報告書ファイル)を地方税共同機構を経由して市区町村に提出する。</p>	事後	組織名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 4. 年金からの特別徴収事務 図表		(特別徴収システムー個人番号管理システム間のデータ交換(1ー③)の矢印を媒体交換システムを経由する形にし、「専用回線」に修正)  (媒体交換システムー個人番号管理システム間のデータ交換について(1ー④)の「電子媒体等(暗号化ファイル格納。)」とされている部分を「専用回線」に修正)  (「地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に修正)	事後	・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正  ・組織名称変更
令和8年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 4. 年金からの特別徴収事務 (備考)	(1)地方公務員共済組合連合会へ提供する特別徴収関係ファイルの流れ(最終的な情報提供先は、地方税電子化協議会を経由の上、市区町村となる。) (略) 1ー③地方公務員共済組合連合会の特別徴収システム運営委託先は、個人番号を含まない特別徴収関係ファイルを作成し、市区町村連合会の個人番号管理システム運営委託先へ電子媒体等を送付する。 1ー④市区町村連合会の個人番号管理システム運営委託先は、個人番号を含む電子媒体等を作成し、地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先へ電子媒体等を送付する。 1ー⑤地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先は、各共済組合から送付される電子媒体等を集約し、市区町村(地方税電子化協議会)向け電子媒体等を作成し、地方税電子化協議会を経由して市区町村へ送付する。 (2)地方公務員共済組合連合会から入手する特別徴収関係ファイルの流れ(情報の入手は、地方税電子化協議会を経由の上、市区町村から行われる。) 2ー①地方税電子化協議会を経由して市区町村から個人番号を含む電子媒体等が地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先に送付される。 (略)	(1)地方公務員共済組合連合会へ提供する特別徴収関係ファイルの流れ(最終的な情報提供先は、地方税共同機構を経由の上、市区町村となる。) (略) 1ー③地方公務員共済組合連合会の特別徴収システム運営委託先は、個人番号を含まない特別徴収関係ファイルを作成し、市区町村連合会の個人番号管理システム運営委託先へ専用回線を通じて送付する。 1ー④市区町村連合会の個人番号管理システム運営委託先は、個人番号を含む特別徴収関係ファイルを作成し、地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先へ専用回線を通じて送付する。 1ー⑤地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先は、各共済組合から送付される特別徴収関係ファイルを集約し、市区町村(地方税共同機構)向け電子媒体等を作成し、地方税共同機構を経由して市区町村へ送付する。 (2)地方公務員共済組合連合会から入手する特別徴収関係ファイルの流れ(情報の入手は、地方税共同機構を経由の上、市区町村から行われる。) 2ー①地方税共同機構を経由して市区町村から個人番号を含む電子媒体等が地方公務員共済組合連合会の媒体交換システム運営委託先に送付される。 (略)	事後	・組織名称変更  ・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住所住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要。	個人番号、その他識別情報(内部番号)、5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、その他住所住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要。	事後	様式改正に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住基ネット利用システム)	(削除)	事後	他項目と平仄を合わせるための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【J-LISからの取得】 組合員の受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを取得している年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い収録する。住民票コード未登録者は基本4情報照会により個人番号を取得し、収録を行う。(平成28年10月以降)	【J-LISからの取得】 組合員の資格取得、受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを取得している組合員、年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い収録する。住民票コード未登録者は基本4情報照会により個人番号を取得し、収録を行う。(平成28年10月以降)	事後	現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【J-LISからの取得】 (略) 年金の決定・支給、記録照会・年金相談、J-LISへの生存異動照会、年金からの特別徴収事務に対応するため、公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成時に個人番号を付加するために使用する。  ※市町村連合会及び構成組合は、あらかじめ年金受給権者に対し、個人番号利用事務、個人番号関係事務の両方を利用目的として個人番号を利用する旨を通知等したうえで、個人番号をJ-LISから取得し、個人番号利用事務、個人番号関係事務の両方で利用することとしている。	【J-LISからの取得】 (略) 組合員資格の得喪、年金の決定・支給、記録照会・年金相談、J-LISへの生存異動照会、年金からの特別徴収事務に対応するため、公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成時に個人番号を付加するために使用する。  ※市町村連合会及び構成組合は、あらかじめ組合員、年金受給権者に対し、個人番号利用事務、個人番号関係事務の両方を利用目的として個人番号を利用する旨を通知等したうえで、個人番号をJ-LISから取得し、個人番号利用事務、個人番号関係事務の両方で利用することとしている。	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	個人番号又は基本4情報により、J-LISから個人番号を含む本人確認情報の取得を行う。 J-LISから提供を受けた個人番号を電子媒体等に格納して、個人番号管理システム運営委託先へ送付する。	個人番号又は基本4情報により、J-LISから個人番号を含む本人確認情報の取得を行う。 J-LISから提供を受けた個人番号を個人番号管理システム運営委託先へ送付する。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	㈱みずほトラストシステムズ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(略) <内容> (略) ・委託元からの作業指示に基づく、個人番号等を含むデータの電子媒体等の読み込み及び書込み(暗号化含む。) (略)	(略) <内容> (略) (略) ・委託元からの作業指示に基づく、個人番号等を含むデータの読み込み及び書込み(暗号化含む。) (略)	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	(株)みずほトラストシステムズ	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(略) ・J-LISからの照会結果とともに個人番号を取得し、個人番号等を電子媒体等に格納する。 ・作成した電子媒体等を個人番号管理システム運営委託先へ送付する。なお、電子媒体等は暗号化を義務付ける。	(略) ・J-LISからの照会結果とともに個人番号を取得し、個人番号等を記憶装置に格納する。 ・個人番号等を個人番号管理システム運営委託先へ送付する。なお、個人番号等は暗号化を義務付ける。	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	(株)みずほトラストシステムズ	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正 ・誤記修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)本人確認情報照会結果ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【住基ネット利用システム及び媒体交換システム運営委託先】 (略) ・電子媒体等をシステム運営委託先において削除する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。破棄の記録を保管する。	【住基ネット利用システム及び媒体交換システム運営委託先】 (略) ・個人番号等が記録された記憶装置等をシステム運営委託先において廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。破棄の記録を保管する。	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)扶養控除対象者ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	国税庁へ提出する源泉徴収票データ及び地方税電子化協議会を經由して市区町村へ提出する支払報告書データに個人番号を付加するために利用する。	国税庁へ提出する源泉徴収票データ及び地方税共同機構を經由して市区町村へ提出する支払報告書データに個人番号を付加するために利用する。	事後	組織名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等及び扶養控除対象者 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等及び扶養控除対象者 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	紙 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 専用線	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<b>【J-LISからの取得】</b> 組合員の受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを取得している年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い取得する。(平成28年10月) 年金請求者(住民票コード未登録者)は請求時に、基本4情報照会により個人番号を取得する。(平成28年10月以降) <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 個人番号が記載された扶養親族等申告書の提出を受ける都度、扶養控除対象者の個人番号の収録を行う。(平成28年10月以降)	<b>【J-LISからの取得】</b> 組合員の資格取得、受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを組合員、取得している年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い取得する。(平成28年10月) 年金請求者(住民票コード未登録者)は請求時に、基本4情報照会により個人番号を取得する。(平成28年10月以降) <b>【組合員資格取得届書の提出による取得】</b> 個人番号が記載された組合員資格取得届書を受ける都度、組合員の個人番号を入手する。(令和7年4月以降) <b>【年金請求書の提出による取得】</b> 個人番号が記載された年金請求書を受ける都度、年金請求者及び加給年金額対象配偶者の個人番号を入手する。(令和6年4月以降) <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 個人番号が記載された扶養親族等申告書の提出を受ける都度、扶養控除対象者の個人番号の収録を行う。(平成28年10月以降)	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<b>【J-LISからの取得】</b> J-LISを通じ個人番号を入手することが可能である旨、番号法第14条に明示されている。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 法令により定められた事務(公的年金等源泉徴収票及び公的年金等支払報告書への個人番号の記載)に利用するため。	<b>【J-LISからの取得】</b> J-LISを通じ個人番号を入手することが可能である旨、番号法第14条に明示されている。 <b>【組合員資格取得届書の提出による取得】</b> 地共済法施行規程にて、組合員は個人番号を記載した組合員資格取得届書を組合に提出する旨明示されている。 <b>【年金請求書の提出による取得】</b> 地共済法施行規程にて、請求者は個人番号を記載した年金請求書を組合に提出する旨明示されている。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 法令により定められた事務(公的年金等源泉徴収票及び公的年金等支払報告書への個人番号の記載)に利用するため。	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<b>【J-LISからの取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示するほか、広報誌への掲載を実施する。なお、J-LISを通じ個人番号を入手することが可能である旨、番号法第14条に明示されている。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示するほか、広報誌への掲載を実施する。	<b>【J-LISからの取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示するほか、広報誌への掲載を実施する。なお、J-LISを通じ個人番号を入手することが可能である旨、番号法第14条に明示されている。 <b>【組合員資格取得届書の提出による取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示する。 <b>【年金請求書の提出による取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示するほか、年金請求書の記入例に掲載する。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 個人番号を入手することの利用目的を市町村連合会のHPで明示するほか、広報誌への掲載を実施する。	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	<b>【J-LISからの取得】</b> J-LISから提供を受けた個人番号と利用番号等を紐付けて個人番号管理ファイルとして管理する。 年金の決定・支払、記録照会・年金相談、J-LISへの生存異動照会、年金からの特別徴収事務に対応するため、公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成時に個人番号を付加するために使用する。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 扶養親族等申告書の提出により提供を受けた個人番号と利用番号等を紐付けて個人番号管理ファイルとして管理する。 公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成業務を行うために使用する。	<b>【J-LISからの取得】</b> J-LISから提供を受けた個人番号と利用番号等を紐付けて個人番号管理ファイルとして管理する。 組合員資格の得喪、年金の決定・支払、記録照会・年金相談、J-LISへの生存異動照会、年金からの特別徴収事務に対応するため、公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成時に個人番号を付加するために使用する。 <b>【組合員資格取得届書の提出による取得】</b> 組合員資格取得届書の提出により提供を受けた個人番号と5情報が正しいかを確認するために使用する。 <b>【年金請求書の提出による取得】</b> 年金請求書の提出により提供を受けた個人番号と5情報が正しいかを確認するために使用する。 <b>【扶養親族等申告書の提出による取得】</b> 扶養親族等申告書の提出により提供を受けた個人番号と利用番号等を紐付けて個人番号管理ファイルとして管理する。 公的年金等支払報告書及び公的年金等の源泉徴収票作成業務を行うために使用する。	事後	<b>【重要な変更】</b> ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正 ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等及び扶養控除対象者 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等及び扶養控除対象者 ※全構成組合を合計した件数	事後	<b>【重要な変更】</b> 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	㈱みずほトラストシステムズ	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	㈱みずほトラストシステムズ	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)個人番号管理ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【個人番号管理システム運営委託先】 ・個人番号等が記録された記憶装置又は住基ネット利用システム運営委託先から送付された電子媒体等を廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。消磁又は物理的破壊と廃棄の記録を保管する。	【個人番号管理システム運営委託先】 ・個人番号等が記録された記憶装置又は電子媒体等を廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。廃棄の記録を保管する。	事後	・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正  ・体裁修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)届書画像ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1. 個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有。 (略)	1. 個人番号、5情報、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有。 (略)	事後	様式改正に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)届書画像ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社みずほトラストシステムズ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)届書画像ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先1 ①法令上の根拠 (略)	厚生年金保険法第2条の5第1項各号で定める実施機関(日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私学共済組合)は、年金請求書の受付等についてワンストップサービスで事務を行うこととされていることから、受け付けた年金請求書等の届け書を画像化し、日本年金機構が管理する公的年金給付総合情報連携システムに電子回付することによって、他の実施機関に提供する必要がある。 ・厚生年金保険法第100条の3の2 ・厚生年金保険法施行令第4条の2の14 ・厚生年金保険法施行規則第87条の3	厚生年金保険法第2条の5第1項各号で定める実施機関(日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私学共済組合)は、年金請求書の受付等についてワンストップサービスで事務を行うこととされていることから、受け付けた年金請求書等の届け書を画像化し、日本年金機構が管理する公的年金給付総合情報連携システムに電子回付することによって、他の実施機関に提供する必要がある。 ・厚生年金保険法第100条の3の2 ・厚生年金保険法施行令第4条の2の14 ・厚生年金保険法施行規則第87条の2	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・年金の受給要件の確認の際に、住民票・所得証明書等の提出を省略できる等、組合員、年金受給権者の利便性の向上のために利用する。 (略)	・組合員資格の得喪や年金の受給要件の確認の際に、住民票・所得証明書等の提出を省略できる等、組合員、年金受給権者の利便性の向上のために利用する。 (略)	事後	・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・他項目と平仄を合わせるための修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(略) ・業務関係情報 地方税関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報	(略) ・業務関係情報 地方税関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報、その他(公的給付支給等口座情報、戸籍関係情報)	事後	【重要な変更】 情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会が開始されることに伴う項目の追加
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所):対象者を正確に特定するために必要。 (略) ・その他住民票関係情報、地方税関係情報、雇用・労働関係情報:受給要件の確認等の際に必要。	・個人番号、その他識別情報(内部番号)、5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所):対象者を正確に特定するために必要。 (略) ・その他住民票関係情報、地方税関係情報、雇用・労働関係情報、公的給付支給等口座情報、戸籍関係情報:受給要件の確認等の際に必要。	事後	・様式改正に伴う修正  ・情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会が開始されることに伴う項目の追加
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等(厚生労働省)、地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)、その他(J-LIS、地方公務員災害補償基金)	行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、デジタル庁、法務省)、地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)、その他(J-LIS、地方公務員災害補償基金)	事後	【重要な変更】 情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会が開始されることに伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、情報提供ネットワークシステム	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、情報提供ネットワークシステム	事後	個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【J-LISからの取得】 組合員の受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを取得している年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い収録する。住民票コード未登録者は基本4情報照会により個人番号を取得し、収録を行う。(平成28年10月以降) (略)	【J-LISからの取得】 組合員の資格取得、受給権発生時、定期的な生存異動の確認時にJ-LISに対し個人番号又は基本4情報による照会を行い、個人番号を入手する。(平成29年11月以降) 既に住民票コードを取得している組合員、年金受給権者については、J-LISに個人番号の照会を行い収録する。住民票コード未登録者は基本4情報照会により個人番号を取得し、収録を行う。(平成28年10月以降) (略)	事後	現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【J-LISからの取得】【情報提供ネットワークシステムからの入手】 (略) 情報提供ネットワークシステムを通じ入手することは、番号法第9条に明示されている。	【J-LISからの取得】【情報提供ネットワークシステムからの入手】 (略) 情報提供ネットワークシステムを通じ入手することは、番号法第19条第8号に明示されている。	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	(略) 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 年金受給の要件の確認の際に、住民票・所得証明書等の提出を省略できる等、組合員、年金受給権者の利便性向上のために使用する。	(略) 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 年金受給の要件の確認等の際に、住民票・所得証明書等の提出を省略できる等、組合員、年金受給権者の利便性向上のために使用する。	事後	【重要な変更】 他項目と平仄を合わせるための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	㈱みずほトラストシステムズ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	組合員、年金受給権者、加給年金額対象者等 ※全構成組合を合計した件数	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	㈱みずほトラストシステムズ	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	組織名称変更
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(26)件	提供を行っている(33)件	事後	別紙等と平仄を合わせるための修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転」では、機関別符号を利用した特定個人情報(副本情報)の提供について記載している。 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項1 ②健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転」では、機関別符号を利用した特定個人情報(副本情報)の提供について記載している。 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。) 第2条 表 項1 ②健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令第3条で定めるもの ③私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって主務省令第3条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	・条項の最新化 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	全国健康保険協会 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項2 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	健康保険組合 ①主務省令 第2条 表 項2 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第4条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第4条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	・条項の最新化 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	健康保険組合 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項3 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	健康保険組合 ①主務省令 第2条 表 項3 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第5条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第5条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	厚生労働大臣 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項4 ②船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	総務大臣又は都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項4 ②恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令第6条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第6条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先5 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	全国健康保険協会 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項6 ②船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	厚生労働大臣 ①主務省令 第2条 表 項5 ②船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令第7条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第7条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先6 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項9 ②児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	全国健康保険協会 ①主務省令 第2条 表 項7 ②船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第9条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第9条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先7 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	市区町村長 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項12 ②児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	厚生労働大臣 ①主務省令 第2条 表 項8 ②労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第10条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第10条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項15 ②児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項13 ②児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第15条で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第15条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項25 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	市町村長 ①主務省令 第2条 表 項16 ②児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令第18条で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第18条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事等 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項26 ②生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項19 ②児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令第21条で定めるもの ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第21条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先11 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	日本私立学校振興・共済事業団 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項34 ②私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項41 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令第43条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第43条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先12 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	国家公務員共済組合 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項39 ②国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事等 ①主務省令 第2条 表 項42 ②生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第44条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第44条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先13 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事等 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項57 ②児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	日本私立学校振興・共済事業団 ①主務省令 第2条 表 項57 ②私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第59条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第59条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先新14 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	地方公務員共済組合 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項58 ②地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	国家公務員共済組合 ①主務省令 第2条 表 項65 ②国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第67条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第67条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先15 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	市区町村長 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項62 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事等 ①主務省令 第2条 表 項81 ②児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令第83条で定めるもの ③児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令第83条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先16 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	厚生労働大臣又は都道府県知事 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項66 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	地方公務員共済組合 ①主務省令 第2条 表 項83 ②地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第85条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第85条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事等 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項68 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	市町村長 ①主務省令 第2条 表 項87 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第89条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	地方公務員災害補償基金 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項72 ②地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	厚生労働大臣又は都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項91 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令第93条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第93条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先19 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	後期高齢者医療広域連合 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項81 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事等 ①主務省令 第2条 表 項93 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令第95条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第95条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先20 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事等 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項85 ②昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	地方公務員等災害補償基金 ①主務省令 第2条 表 項99 ②地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令第101条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第101条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項92 ②平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	市町村長 ①主務省令 第2条 表 項107 ②児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令第109条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第109条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先22 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	市区町村長 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項94 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	後期高齢者医療広域連合 ①主務省令 第2条 表 項116 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令第118条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第118条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先23 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	独立行政法人日本学生支援機構 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項106 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事等 ①主務省令 第2条 表 項119 ②昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令第121条で定めるもの ③昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令第121条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事又は市区町村長 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項110 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	都道府県知事等 ①主務省令 第2条 表 項125 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	厚生労働大臣 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項114 ②職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 ①主務省令 第2条 表 項130 ②平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第132条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第132条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④(略) ⑤提供する情報の対象となる本人の数 (略)	都道府県知事 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 項120 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者 ※全構成組合を合計した件数 (略)	市町村長 ①主務省令 第2条 表 項132 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第134条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第134条で定めるもの ④(略) ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 (略)	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		独立行政法人農業者年金基金 ①主務省令 第2条 表 項140 ②独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令第142条で定めるもの ③年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第142条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		独立行政法人日本学生支援機構 ①主務省令 第2条 表 項141 ②独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第143条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		都道府県知事又は市町村長 ①主務省令 第2条 表 項146 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令第148条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第148条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		総務大臣 ①主務省令 第2条 表 項147 ②国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第149条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第149条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		厚生労働大臣 ①主務省令 第2条 表 項152 ②職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令第154条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第154条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項158 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で定めるもの ③国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第160条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化
令和8年3月31日	別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 ①法令上の根拠 ②提供先における根拠 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		都道府県知事 ①主務省令 第2条 表 項161 ②「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令第163条で定めるもの ③年金給付関係情報であって主務省令第163条で定めるもの ④100万人以上1,000万人未満 ⑤個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度	事後	条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<b>【当組合】</b> (略) <b>【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システム運営委託先】</b> ・警備員が常駐し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のなかで、さらに顔写真付IDカードに設定した入退室権限設定により入退室管理を行い、監視カメラを備えた制限区域(サーバ室)に設置したサーバに、個人番号を暗号化して保管する。 (略) ・地方公務員共済組合番号システムでは、副本情報又は機関別符号を含むバックアップデータをサーバに保管する。 (略)	<b>【当組合】</b> (略) ・地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムに対しては、事務端末を使用してアクセスする。事務端末使用に際してはID/パスワード認証が必要。 <b>【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システム運営委託先】</b> ・警備員が常駐し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のなかで、さらにIDカードに設定した入退室権限設定により入退室管理を行い、監視カメラを備えた制限区域(サーバ室)に設置したサーバに、個人番号を暗号化して保管する。 (略) ・地方公務員共済組合番号システムでは、副本情報又は機関別符号を含むバックアップデータをストレージ装置内に保管する。 (略)	事後	<b>【重要な変更】</b> 機器更改に伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	年金受給権者の受給権発生から、情報連携で副本を提供する可能性がある年数(受給権喪失後5年)まで保管する必要があるため。 (略)	組合員の資格取得又は年金受給権者の受給権発生から、情報連携で副本を提供する可能性がある年数(資格喪失後5年又は受給権喪失後5年)まで保管する必要があるため。 (略)	事後	現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システム運営委託先】 (略) ・個人番号等が記録された記憶装置又は住基ネット利用システム運営委託先から送付された電子媒体等を廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。廃棄の記録を保管する。 (略)	【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システム運営委託先】 (略) ・個人番号等が記録された記憶装置又は電子媒体等を廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を入手)により復元が不可能な状態にしてから廃棄する。廃棄の記録を保管する。 (略)	事後	・個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)情報連携関係ファイル (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略) 【特定個人情報テーブル】 1.照会番号/2.特定個人情報2/3.特定個人情報55/4.特定個人情報57/5.特定個人情報59/6.特定個人情報69/7.特定個人情報2印刷フラグ/8.特定個人情報55印刷フラグ/9.特定個人情報57印刷フラグ/10.特定個人情報59印刷フラグ/11.特定個人情報69印刷フラグ/12.登録者/13.登録日時/14.更新者/15.更新日時 (注)2.特定個人情報2、3.特定個人情報55、4.特定個人情報57、5.特定個人情報59、6.特定個人情報69のそれぞれの項目については、特定個人情報の照会結果内容がxmlとして格納される。  【年金受給権者情報ファイル】 (略)	(略) 【特定個人情報テーブル】 1.照会番号/2.特定個人情報2/3.特定個人情報55/4.特定個人情報57/5.特定個人情報59/6.特定個人情報69/7.特定個人情報89/8.特定個人情報107/9.特定個人情報2印刷フラグ/10.特定個人情報55印刷フラグ/11.特定個人情報57印刷フラグ/12.特定個人情報59印刷フラグ/13.特定個人情報69印刷フラグ/14.特定個人情報89印刷フラグ/15.特定個人情報107印刷フラグ/16.登録者/17.登録日時/18.更新者/19.更新日時 (注)2.特定個人情報2、3.特定個人情報55、4.特定個人情報57、5.特定個人情報59、6.特定個人情報69、7.特定個人情報89、8.特定個人情報107のそれぞれの項目については、特定個人情報の照会結果内容がxmlとして格納される。  【年金受給権者等情報ファイル】 (略) 【年金資格記録情報ファイル】 1.利用番号/2.年金分類コード/3.基礎年金番号/4.資格取得年月日/5.資格喪失年月日/6.基礎年金番号修正日時/7.年金資格記録情報修正日時	事後	・情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会が開始されることに伴う項目の追加  ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>J-LISから取得する個人番号については、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。</p>	<p>J-LISから取得する個人番号については、組合員、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。</p>	事後	<p>【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正</p>
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・住基ネット利用システム運営委託先においては、J-LISからの入手に際しては、専用線で接続し、入退室管理された制限区域内にある住基ネット利用システムを使用し、複数人により情報の暗号化の措置を講ずる。 ・住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先で電子媒体等を一時保管する際は、施錠できる金庫等に保管し、管理簿等の整備を行うとともに、電子媒体等のデータは暗号化を実施する。外部へ配送する場合には、トランク等に格納・施錠の上、セキュリティ便等の安全性の高い輸送手段を指定して、漏えい・紛失のリスクを回避する。</p>	<p>・住基ネット利用システム運営委託先においては、J-LISからの入手に際しては、専用線で接続し、入退室管理された制限区域内にある住基ネット利用システムを使用し、複数人により情報の暗号化の措置を講ずる。</p>	事後	<p>【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【業務端末】 市町村連合会及び各構成組合に設置されている業務端末から担当者が個人番号にアクセスした履歴(ユーザID、アクセス日時、利用目的等)は、ログとして個人番号管理システムに記録される。このログは、参照権限を付与された管理者が参照でき、不正なアクセスが無いか監査する。 【システム運営委託先が特定個人情報を取り扱う場合】 住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先に設置されているシステム運用端末での操作ログ、特定個人情報ファイルを処理した実行ログが記録される。これらのログは、各システム運営委託先のシステム運用管理者が参照でき、不正な操作が無いか監査する。また、電子媒体等を使用した場合も使用記録が残され、適切に取り扱われたか監査する。	【業務端末】 市町村連合会及び各構成組合に設置されている業務端末から担当者が個人番号にアクセスした履歴(ユーザID、アクセス日時、利用目的等)は、ログとして個人番号管理システムに記録される。このログは、参照権限を付与された管理者が参照でき、不正なアクセスが無いか監査する。 【システム運営委託先が特定個人情報を取り扱う場合】 住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先に設置されているシステム運用端末での操作ログ、特定個人情報ファイルを処理した実行ログが記録される。これらのログは、各システム運営委託先のシステム運用管理者が参照でき、不正な操作が無いか監査する。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(略) ・媒体作成作業などは、必ず複数人で実施することが義務付けられている。 (略)	(略) ・端末操作作業などは、必ず複数人で実施することが義務付けられている。 (略)	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(略) ・媒体作成作業などは、必ず複数人で実施することが義務付けられている。 (略)	(略) ・端末操作作業などは、必ず複数人で実施することが義務付けられている。 (略)	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・住基ネット利用システムから個人番号等を電子媒体等へ書き込む際は、システム機能を使用し、実行ログが記録される。 ・住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先が電子媒体等を取り扱う際には、作業記録の保管を義務づけている。 ・媒体交換システム運営委託先に設置された媒体交換システムの運用端末から特定個人情報ファイル进行操作する場合は、同運営委託先で操作記録(ログ等の証跡を含む。)を保管する。	・住基ネット利用システムから個人番号等をディスク装置等へ書き込む際は、システム機能を使用し、実行ログが記録される。 ・媒体交換システム運営委託先に設置された媒体交換システムの運用端末から特定個人情報ファイル进行操作する場合は、同運営委託先で操作記録(ログ等の証跡を含む。)を保管する。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・J-LISから提供を受けた個人番号は、住基ネット利用システム運営委託先が、システム機能を実行することで、自動的に削除される。 ・個人番号等を格納した電子媒体等は、個人番号管理システム運営委託先へ送付され、住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先には、残らない。	・J-LISから提供を受けた個人番号は、住基ネット利用システム運営委託先が、システム機能を実行することで、自動的に削除される。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先に設置されたサーバ室、システム運用端末室、電子媒体等の保管室は専用の部屋とし、顔写真付IDカードに設定した入退室権限設定による入退室管理を行って、入室可能者を制限している。また、監視カメラを備えている。	住基ネット利用システム及び媒体交換システムの各システム運営委託先に設置されたサーバ室、システム運用端末室は専用の部屋とし、顔写真付IDカードに設定した入退室権限設定による入退室管理を行って、入室可能者を制限している。また、監視カメラを備えている。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略) ・一時保存するデータ(ベース)や電子媒体等の情報を暗号化している。 (略) ・電子媒体等への書込み、読み込み時にウイルスチェックを行う。	(略) ・一時保存するデータ(ベース)の情報を暗号化している。 (略) ・ディスク装置への書込み、読み込み時にウイルスチェックを行う。	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号等を格納した電子媒体等は、送付を受けた個人番号管理システム運営委託先で、必要なシステム処理を行った後、個人番号等を消去する。</li> <li>・電子媒体等に保管した個人番号等を消去する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を手)によって復元不可能な状態にし、その記録を保管することとしており、必要に応じてその記録の提出を求めることができる。</li> <li>・また、電子媒体等を作成すると同時に情報提供サーバ内の本人確認情報(個人番号、基本4情報等)は削除する。</li> <li>・特定個人情報ファイルは電子媒体等作成処理の過程で、システムにて自動的に削除する。削除の際に、削除ログを作成し保存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号等を格納した本人確認情報は、送付を受けた個人番号管理システム運営委託先で、必要なシステム処理を行った後、個人番号等を消去する。</li> <li>・個人番号等が記録された記憶装置等を廃棄する場合は、消磁し、又は物理的破壊(証明書を手)によって復元不可能な状態にし、その記録を保管することとしており、必要に応じてその記録の提出を求めることができる。</li> <li>・また、本人確認情報の送付と同時に情報提供サーバ内の本人確認情報(個人番号、基本4情報等)は削除する。</li> <li>・特定個人情報ファイルはデータ送付処理の過程で、システムにて自動的に削除する。削除の際に、削除ログを作成し保存する。</li> </ul>	事後	【重要な変更】 個人番号管理システムと媒体交換システム間が専用回線を通じて連携することとなったことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)本人確認情報照会結果ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号の「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」に基づき、次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。</li> <li>(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。</li> <li>(3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</li> <li>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。</li> <li>(5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について公表する。</li> <li>(6)主務大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会へ報告する。</li> </ol>	<p>「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」(令和6年5月個人情報保護委員会一部改正)に基づき次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。</li> <li>(2)漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。</li> <li>(3)上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。</li> <li>(4)上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。</li> <li>(5)報告対象事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。</li> <li>(6)漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。</li> </ol>	事後	【重要な変更】 該当規程等の最新化に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)扶養控除対象者ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号の「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」に基づき、次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について公表する。 (6)主務大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会へ報告する。	「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」(令和6年5月個人情報保護委員会一部改正)に基づき次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。 (2)漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。 (4)上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。 (5)報告対象事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。 (6)漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。	事後	【重要な変更】 該当規程等の最新化に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)個人番号管理ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する個人番号については、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。 【扶養親族等申告書の提出による取得】 年金受給権者本人及び扶養控除対象者に係る個人番号は、年金受給権者本人から申告された扶養親族等申告書により入手するため、対象者以外の情報は入手しない。	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する個人番号については、組合員、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。 【組合員資格取得届書の提出による取得】 組合員に係る個人番号は、組合員本人から提出された年金請求書により入手するため、対象者以外の情報は入手しない。 【年金請求書の提出による取得】 年金請求者本人及び加給年金額対象配偶者に係る個人番号は、年金請求者本人から提出された年金請求書により入手するため、対象者以外の情報は入手しない。 【扶養親族等申告書の提出による取得】 年金受給権者本人及び扶養控除対象者に係る個人番号は、年金受給権者本人から申告された扶養親族等申告書により入手するため、対象者以外の情報は入手しない。	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)個人番号管理ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する場合は、あらかじめ定められたファイル定義の通り必要な情報以外が提供されることは無い。 【扶養親族等申告書の提出による取得】 年金受給権者本人から入手する場合は、決められた様式によって記入された情報を取得するため、必要な情報以外を入手することは無い。	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する場合は、あらかじめ定められたファイル定義の通り必要な情報以外が提供されることは無い。 【組合員資格取得届書の提出による取得】 組合員本人から入手する場合は、決められた様式によって記入された情報を取得するため、必要な情報以外を入手することは無い。 【年金請求書の提出による取得】 年金請求者本人から入手する場合は、決められた様式によって記入された情報を取得するため、必要な情報以外を入手することは無い。 【扶養親族等申告書の提出による取得】 年金受給権者本人から入手する場合は、決められた様式によって記入された情報を取得するため、必要な情報以外を入手することは無い。	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)個人番号管理ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	J-LIS又は年金受給権者本人から入手するため、不適切な方法で入手が行われるリスクはない。	J-LIS、組合員、年金請求者又は年金受給権者本人から入手するため、不適切な方法で入手が行われるリスクはない。	事後	【重要な変更】 ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  (3)個人番号管理ファイル  2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>【J-LISからの取得】  ・番号法第14条第2項により、J-LISに対しJ-LIS保存本人確認情報の提供を求めることができるとされており、その場合、番号法第16条に定める本人確認は義務付けられないとされている。  【扶養親族等申告書の提出による取得】  ・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので本人確認は行わない。  ・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</p>	<p>【J-LISからの取得】  ・番号法第14条第2項により、J-LISに対しJ-LIS保存本人確認情報の提供を求めることができるとされており、その場合、番号法第16条に定める本人確認は義務付けられないとされている。  【組合員資格取得届書の提出による取得】  ・組合員資格取得届書の提出時に本人確認書類の提示を求める。  【年金請求書の取得による取得】  ・年金請求書の提出時に本人確認書類の提示を求める。  【扶養親族等申告書の提出による取得】  ・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので本人確認は行わない。  ・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</p>	事後	<p>【重要な変更】  ・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正  ・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>(3)個人番号管理ファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISから入手する個人番号の真正性については、J-LISに依存する。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので真正性の確認は行わない。</li> <li>・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</li> </ul>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISから入手する個人番号の真正性については、J-LISに依存する。</li> </ul> <p>【組合員資格取得届書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの写し等の書類により、記載された個人番号に誤りがないか確認するとともに、住民基本台帳ネットワーク利用システムを用いて記載された個人番号と5情報が一致しているかを確認する。</li> </ul> <p>【年金請求書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの写し等の書類により、記載された個人番号に誤りがないか確認するとともに、住民基本台帳ネットワーク利用システムを用いて記載された個人番号と5情報が一致しているかを確認する。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので真正性の確認は行わない。</li> <li>・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</li> </ul>	事後	<p>【重要な変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正</li> <li>・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正</li> </ul>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>(3)個人番号管理ファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報データベースの正確性確保の措置の内容</p>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISから入手する個人番号の正確性については、J-LISに依存する。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので正確性の確認は行わない。</li> <li>・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</li> </ul>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISから入手する個人番号の正確性については、J-LISに依存する。</li> </ul> <p>【組合員資格取得届書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの写し等の書類により、記載された個人番号に誤りがないか確認するとともに、住民基本台帳ネットワーク利用システムを用いて記載された個人番号と5情報が一致しているかを確認する。</li> </ul> <p>【年金請求書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの写し等の書類により、記載された個人番号に誤りがないか確認するとともに、住民基本台帳ネットワーク利用システムを用いて記載された個人番号と5情報が一致しているかを確認する。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族等申告書に記載された年金受給権者の個人番号については、J-LISからの入手対象者の場合はJ-LISから入手した個人番号を利用するので正確性の確認は行わない。</li> <li>・扶養親族等申告書に記載された扶養控除対象者の個人番号については、当該申告書を提出する年金受給権者が確認する。</li> </ul>	事後	<p>【重要な変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正</li> <li>・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正</li> </ul>
令和8年3月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>(3)個人番号管理ファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたデータベースに漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容</p>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISからの入手は、他のシステムからのアクセスが行えない専用線を用いて行う。</li> <li>・媒体交換システム運営委託先から送付される電子媒体等については、データを暗号化し、入手等の記録を行う。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム入力後の申請書等は所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずる。</li> </ul>	<p>【J-LISからの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISからの入手は、他のシステムからのアクセスが行えない専用線を用いて行う。</li> </ul> <p>【組合員資格取得届書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム入力後の届書等は所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずる。</li> </ul> <p>【年金請求書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム入力後の請求書等は所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずる。</li> </ul> <p>【扶養親族等申告書の提出による取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム入力後の申請書等は所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずる。</li> </ul>	事後	<p>【重要な変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正</li> <li>・地共済法施行規程の改正により年金請求書への個人番号の記載が義務化されたことに伴う修正</li> </ul>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)個人番号管理ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号の「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」に基づき、次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について公表する。 (6)主務大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会へ報告する。	「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」(令和6年5月個人情報保護委員会一部改正)に基づき次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。 (2)漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。 (4)上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。 (5)報告対象事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。 (6)漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。	事後	【重要な変更】 該当規程等の最新化に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (4)届書画像ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号の「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」に基づき、次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について公表する。 (6)主務大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会へ報告する。	「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」(令和6年5月個人情報保護委員会一部改正)に基づき次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。 (2)漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。 (4)上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。 (5)報告対象事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。 (6)漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。	事後	【重要な変更】 該当規程等の最新化に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する個人番号については、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。	【J-LISからの取得】 J-LISから取得する個人番号については、組合員、年金受給権者及び加給年金額対象者等の照会対象者のみを抽出する条件をシステムに実装しているため、対象者以外の情報は入手しない。	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	J-LIS又は年金受給権者本人から入手するため、不適切な方法で入手が行われるリスクは無い。	J-LIS、組合員又は年金受給権者本人から入手するため、不適切な方法で入手が行われるリスクは無い。	事後	【重要な変更】 現役組合員の基礎年金番号等の副本登録等に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	全ての端末においてログイン時には、生体認証装置による認証を実施する。	地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムに対するログイン時は、ID/パスワード認証を選択し、認証を実施する。	事後	機器更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によっ て不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	(略) 【個人番号管理システム及び地方公務員共済組 合番号システムにおける措置】 (略)	(略) 【個人番号管理システム、地方公務員共済組合 番号システム及び包括照会支援システムにおけ る措置】 (略)	事後	他項目と平仄を合わせるため の修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (5)情報連携関係ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【業務端末】 業務端末にはデータをダウンロードする機能は 無く、利用ユーザがファイルをコピーすることは できない。 (略)	【業務端末】 業務端末には特定個人情報を含むデータをダ ウンロードする機能は無く、利用ユーザがファイ ルをコピーすることはできない。 (略)	事後	機器更改に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (5)情報連携関係ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに情報照会を行 う際は、番号法別表第2に基づき、情報提供許 可証を受領後、情報照会を実施することとなる ため、目的外の提供リスクに対応している。 (略)	情報提供ネットワークシステムに情報照会を行 う際は、番号法第19条第8号に基づき、情報提 供許可証を受領後、情報照会を実施することと なるため、目的外の提供リスクに対応している。 (略)	事後	【重要な変更】 条項の最新化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、番号法別表第2に基づき、情報提供許可証を受領後、情報照会を実施することとなるため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 (略)	・情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、番号法第19条第8号に基づき、情報提供許可証を受領後、情報照会を実施することとなるため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 (略)	事後	【重要な変更】 条項の最新化
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、番号法別表第2に基づき、情報提供許可証を受領後、情報照会を実施することとなるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (略)	・情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、番号法第19条第8号に基づき、情報提供許可証を受領後、情報照会を実施することとなるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (略)	事後	【重要な変更】 条項の最新化
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	システム運営委託先に設置されたサーバ室、システム運用端末室、電子媒体等の保管室は専用の部屋とし、顔写真付IDカードに設定した入退室権限設定による入退室管理を行って、入室可能者を制限している。また、監視カメラを備えている。	データセンター運営委託先に設置されたサーバ室、システム運営委託先に設置されたシステム運用端末室、電子媒体等の保管室は専用の部屋とし、顔写真付IDカードに設定した入退室権限設定による入退室管理を行って、入室可能者を制限している。また、監視カメラを備えている。	事後	機器更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【市町村連合会及び構成組合】 ・市町村連合会及び構成組合に設置された業務端末は、生体認証機能を備えている。 ・市町村連合会及び構成組合に設置された業務端末にはデータダウンロード機能を持たせない。 【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムにおける措置】 ・サーバ、業務端末及びシステム運用端末はインターネット環境と物理的に完全に分離している。 (略)	【市町村連合会及び構成組合】 ・市町村連合会及び構成組合に設置された業務端末は、ID/パスワード認証機能を備えている。 【個人番号管理システム、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムにおける措置】 ・業務端末及びシステム運用端末はインターネット環境と物理的に完全に分離している。 (略)	事後	・機器更改に伴う修正 ・他項目と平仄を合わせるための修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (5)情報連携関係ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号の「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」に基づき、次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について公表する。 (6)主務大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会へ報告する。	「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」(令和6年5月個人情報保護委員会一部改正)に基づき次の対応を行う。 (1)市町村連合会の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。 (2)漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。 (4)上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。 (5)報告対象事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。 (6)漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。	事後	【重要な変更】 該当規程等の最新化に伴う修正
令和8年3月31日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月26日	令和8年3月31日	事後	評価書再提出に伴う修正